

南部町子育て短期支援事業（ショートステイ）のご案内

南部町では、保護者の急なアクシデントでお子さんの養育が困難になったときに、7日間を限度に児童養護施設でお預かりするショートステイ事業を始めました。

南部町子育て支援課

こんなときにご相談ください

- ・急に入院することになり、子どもの世話ができなくなったとき。
- ・出産時に、子どもを見てくれる人がいないとき。
- ・家族の看護が必要になり、子どもを見てくれる人がいないとき。
- ・育児疲れでリフレッシュしたいが、子どもの面倒を見てくれる人がいないとき。等

利用対象者

- ・南部町在住（住民票を有すること）
- ・お預かりするお子さんの年齢が18歳未満
- ・保護者の疾病、出産、看護、事故、失踪、出張、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加、育児疲れ、看病疲れ等で子どもを預けたい場合

利用期間 7日以内

利用施設

対象年齢	施設名	住所	電話番号
0歳～2歳	乳児院 米子聖園ベビーホーム	米子市上後藤	0859-29-5924
2歳～18歳	児童養護施設 米子聖園天使園	4-2-36	0859-29-4364

※施設の空きを利用したサービスですので、満員の場合は利用できません。

※施設の空き状況や兄弟関係により利用施設が変わる場合があります。

利用負担金

児童1人1日あたりの利用負担金

対象児童	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯の児童 ひとり親家庭で市町村民税非課税世帯の児童	0円	0円
市町村民税非課税世帯の児童 ひとり親家庭の児童	1,100円	1,100円
その他の世帯の児童	5,350円	2,750円

※施設利用中の医療費は別途利用者の実費負担になります。

注意事項

- ・施設への送迎は、保護者に行っていただきます。
- ・利用期間中に保育園や小中学校等への通園、通学を希望される場合は、保護者の送迎が必要となります。
- ・以下に該当する場合等、利用ができない場合があります。
 - 1 施設の事情（施設の定員超過・病気の感染等）により受入が困難な場合
 - 2 対象児童が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれのある場合
 - 3 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある場合
 - 4 障がい等により他の社会福祉施設等を利用することが適当である場合
 - 5 保護者の他に養育できる者がいる場合

申込みの際に必要なもの

印鑑、1月2日以降に転入された方は、保護者の前住所地の市町村民税課税証明書
※下記へお申込みいただき、利用の事由、施設の空き状況等を踏まえ、利用の可否を決定します。

申込み・お問い合わせ先

南部町健康管理センターすこやか内 子育て支援課 電話 0859-66-5525

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用手続きの流れ

① 利用申込

●電話、来庁により、利用希望日等をご相談のうえ、子育て支援課へ利用をお申込みください。

（申込に必要なもの：印鑑・1月2日以降に転入された方は、保護者の前住所地の市町村民税課税証明書）

※申込みにより利用を約束するものではありません。

② 利用決定

●利用決定通知書又は利用却下通知書を町より発行します。

③ 利用開始

●保護者が施設と入所についての打合せをします。

●保護者が児童と施設へ来所し、利用開始となります。

④ 利用料支払

●利用期間終了後、納入通知書を町より送付しますので、町の指定金融機関で利用料をお支払いください。